

山梨県公報

第二千五百七十二号

平成二十八年

一月十四日

木曜日

目次

○保安林の指定の予定……………	一三
○換地計画の決定……………	一三
○道路の区域変更(二件)……………	一三
○道路の供用開始……………	一四
○道路の路線認定……………	一四
○指定保安林の所在不分明通知……………	一四
○開発行爲に關する工事の完了について……………	一五
○開発行爲及び公共施設に關する工事の完了について……………	一五

告示

山梨県告示第十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年一月十四日

山梨県知事 後藤 齋

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大島字棚ノ澤五四六七の七、五四六七の一〇、五四六七の一、五四七五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字棚ノ澤五四七五の一(次の図に示す部分に限る。)五四六七の七、五四六七

の一〇、五四六七の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(八代地区竹居二工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十八年一月十四日

山梨県知事 後藤 齋

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年一月十五日から同年二月十二日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十八年二月十五日から同月二十九日まで

山梨県告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十四日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡身延町梅平字龍ヶ鼻三九八三番一 二地先から 南巨摩郡身延町梅平字亥の新田二四九二番 七地先まで	七・九〇	七・九〇	九・五	二二・四
	八・九〇	三六・五		

山梨県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高瀬富士線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡南部町富士石合二八三四六番地 先から 南巨摩郡南部町富士石合一九七三二番一 地先まで	二・八〇	二・八〇	七・一	三一〇・四
	三・〇〇	四・七〇		

山梨県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十八年二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	高瀬富士線	南巨摩郡南部町富士石合二八三四六番地先から 南巨摩郡南部町富士石合一九七三一番一地先まで	三〇七・〇	平成二十八年一月十四日

山梨県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定により、次のとおり県道の路線を認定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課、中北建設事務所及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十八年二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
217	葦崎南アルプス富士川線	葦崎市本町三丁目	南巨摩郡富士川町鯉沢	

公 告

- 指定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市塔岩町字上ノ山三八一	箭本保治

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ノ山三八一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定保安林の告示

平成二十七年十二月十四日農林水産省告示第二千七百五号

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

山梨県公報 第二千五百七十二号 平成二十八年一月十四日

南都留郡山中湖村山中字杏木道下九九六の一の一部、九九八の一の一部、一〇〇四の一部、一〇一二の一の一部、一〇二七の一の一部及び一〇二九の二の一部の区域。

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役

副社長 権田 与志広

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町河西字鶴住一一五の八、一一五の六八、一一五の六九、一一五の七〇、一一五の七一、一一五の七二、一一五の七三、一一五の七四及び一一五の七五の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲斐市龍地二千五百七十一番地二 株式会社住建 代表取締役 渡邊 勝博

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番